

平成 21 年度合法木材供給システムモニタリング実施方針（案）

1 趣旨及び目的

合法木材供給システム全体の活動を点検し信頼性を高めるため、合法木材供給事業者、同認定団体などの事業点検、証明された木材の追跡など多角的なモニタリングを行う。

2 モニタリングの種類

モニタリングの種別と内容は以下の通りである

- (1) 合法木材供給事業者モニタリング
- (2) 合法木材供給事業者認定団体モニタリング
- (3) 合法木材追跡調査

3 モニタリングの実施概要

A 合法木材供給事業者モニタリングの実施

- (1) 実施主体
各合法木材供給事業者認定団体、全木連
- (2) 対象者
合法木材供給実績の多い事業者を中心に一定割合
- (3) モニタリング事項
合法木材の調達・供給状況、 認定要件・申請内容の実施状況、
その他合法木材の供給・普及に関する事項

B 合法木材供給事業者認定団体モニタリングの実施

- (1) 実施主体
全木連（一部業務を委託）
- (2) 対象者
全認定団体
- (3) モニタリング事項
行動規範の実施状況、 供給事業者の認定・管理状況、 合法木材
の普及に関する事項、 その他合法木材供給システム信頼性の向上と
普及に関わる事項

C 合法木材追跡調査

- (1) 実施主体
合法木材供給事業者認定団体、全木連（一部業務を委託）

(2) 対象物件

合法木材として供給された木材・木材製品

(3) モニタリング事項

上記製品の供給過程をさかのぼり、 証明書の書式、 合法木材の供給手続き、 合法木材原料供給の調達と管理に関する事項を点検する。

4 情報の公開

モニタリングの結果は、必要な範囲内で報告書としてとりまとめ、合法木材ナビ上に公開する